

8 入居収入基準

市営住宅の申込みには、世帯全員の課税対象の収入が、公営住宅法で定める一定の基準内（月収額）にあることが必要です。

(1) 市営住宅の収入基準（月収額）は、次の表のとおりです。

	住宅種別	一般世帯	裁量階層世帯(※)
月 収 額	公営住宅	158,000円以下	214,000円以下
	改良住宅	114,000円以下	139,000円以下

公営住宅……公営住宅法により建設された市営住宅

改良住宅……住宅地区改良法などにより建設された市営住宅

※裁量階層世帯における基準の緩和

次に掲げる世帯は「裁量階層」と呼ばれる区分になり、特に居住の安定を図る必要があると考えられるため、一般世帯よりも収入基準（月収額）の上限を緩和しています。

[裁量階層世帯に該当する条件]

- (1) 入居者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である世帯（単身で、60歳以上の方も該当します。）
- (2) 入居者又は同居者に、次に掲げる方がいる世帯
- ① 身体障害者手帳（1～4級）をお持ちの方
 - ② 精神障害者保健福祉手帳（1，2級）をお持ちの方
 - ③ 療育手帳（㊤(最重度)，A(重度)，㊢(中度)）をお持ちの方
 - ④ 戦傷病者（特別項症～第6項症，第1款症）の方
 - ⑤ ハンセン病療養所入所者の方
 - ⑥ 被爆者援護法の規定による厚生労働大臣の認定を受けている原爆被爆者の方
 - ⑦ 18歳未満の方

(2) 月収額の計算方法

月収額は、入居しようとする方全員の年間総所得金額から扶養控除額などを差し引いた後の金額を12か月で割った金額です。（世帯の2人以上に収入があるときは、各々の年間総所得金額を合算して計算します。）

$$\text{月収額} = \frac{\text{年間総所得金額} - \text{扶養控除額} - \text{特別控除額} - \text{給与所得者又は公的年金等所得者の調整控除}}{12}$$

〔 ・ 申込者の所得
・ 同居者の所得 〕

〔 同居者及び同居親族以外の税法上の扶養親族控除の対象者1人につき38万円 〕

〔 寡婦控除や障害者控除など。（控除内容・額については、次の表を参照してください。） 〕

〔 所得が10万円以上の方は10万円。
なお、給与所得と控除後の給与等の金額及び公的年金等所得の金額の合計額が10万円未満の場合は、その金額。 〕

[特別控除の一覧]

控除の内容		控除額
特定扶養親族控除（税法上の扶養親族で満16才以上23才未満の扶養親族）		1人につき250,000円
老人扶養親族・配偶者控除（税法上の扶養親族で満70才以上の扶養親族）		1人につき100,000円
障害者控除 （特別障害者控除）	申込者又は一般控除対象者の中で障害者手帳などを交付されている方 （身体障害者手帳1・2級, 戦傷病者手帳特別項症～第3項症, 療育手帳Ⓐ A, 精神障害者保健福祉手帳1級 等）	1人につき270,000円 (1人につき400,000円)
寡婦控除	合計所得金額（所得税法の取扱いに従う。）が500万円以下のうち、次のいずれかに当てはまる方（ひとり親控除に該当する方を除く。） ①夫と離婚した後婚姻していない方のうち、扶養親族を有する方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方, 又は夫の生死が明らかでない方 ※事実上の婚姻関係と同様の事情にある方がいないこと。	その人の所得から 270,000円 (所得金額が27万円未満の場合は, 当該所得金額)
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が58万円以下）を有し、かつ前年の合計所得金額が500万円以下である単身者の場合 ※事実上の婚姻関係と同様の事情にある方がいないこと。	その人の所得から 350,000円 (所得金額が35万円未満の場合は, 当該所得金額)

[給与所得者又は公的年金等所得者の調整控除]

控除の内容		控除額
給与所得者 公的年金等所得者	申込者本人又は同居親族で、過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者	その人の所得から 100,000円 (所得金額が10万円未満の場合は, 当該所得金額)

(3) 年間総所得金額の求め方

年間総所得金額は、次の計算方法により算出してください。

[給与所得者の年間総収入額（給与収入金額）から給与所得金額を計算する方法]

給与収入金額	算出方法
651,000円未満	⇒ 給与所得金額「0円」
651,000円以上 1,900,000円未満	⇒ 給与収入金額 - 650,000円 = 給与所得金額
1,900,000円以上6,600,000円未満の方は、端数処理をする必要があります。 〈端数処理の方法〉 給与収入金額 ÷ 4,000 = A (小数点以下を切り捨てる。) A × 4,000 = 端数処理後の給与収入金額	
1,900,000円以上 3,600,000円未満	⇒ 端数処理後の給与収入金額 × 0.7 - 80,000円 = 給与所得金額
3,600,000円以上 6,600,000円未満	⇒ 端数処理後の給与収入金額 × 0.8 - 440,000円 = 給与所得金額
6,600,000円以上 8,500,000円未満	⇒ 給与収入金額 × 0.9 - 1,100,000円 = 給与所得金額
8,500,000円以上	⇒ 給与収入金額 - 1,950,000円 = 給与所得金額

※現在収入があっても、入居までに退職する場合は、「収入なし」として算定します。
(退職する旨の証明が必要です。)

[公的年金等収入金額（年金収入金額）から年金所得金額を計算する方法]

	年金収入金額	算出方法
満65才以上	1,100,000円以下	⇒ 年金所得金額「0円」
	1,100,001円以上 3,300,000円未満	⇒ 年金収入金額－1,100,000円＝ 年金所得金額
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	⇒ 年金収入金額×0.75－ 275,000円＝ 年金所得金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	⇒ 年金収入金額×0.85－ 685,000円＝ 年金所得金額
	7,700,000円以上10,000,000円未満	⇒ 年金収入金額×0.95－1,455,000円＝ 年金所得金額
	10,000,000円以上	⇒ 年金収入金額－1,955,000円＝ 年金所得金額
	年金収入金額	算出方法
満65才未満	600,000円以下	⇒ 年金所得金額「0円」
	600,001円以上 1,300,000円未満	⇒ 年金収入金額－600,000円＝ 年金所得金額
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	⇒ 年金収入金額×0.75－ 275,000円＝ 年金所得金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	⇒ 年金収入金額×0.85－ 685,000円＝ 年金所得金額
	7,700,000円以上10,000,000円未満	⇒ 年金収入金額×0.95－1,455,000円＝ 年金所得金額
	10,000,000円以上	⇒ 年金収入金額－1,955,000円＝ 年金所得金額

[所得の合算] 次の場合は、所得を合算して計算してください。

- ・世帯の2人以上に収入があるときは、収入のある方全員の年間総所得金額を個別に算出したものを合算します。
- ・1人で2種類以上の収入があるとき（例：年金＋給与など）は、年間総所得金額を個別に算出したものを合算します。
 ※給与所得、公的年金等所得の両方の所得がある方は、調整控除10万円となります。
 （所得金額が10万円未満の場合は、当該所得金額）
- ・1人で同じ収入を2か所以上から得ているとき（例：給与を2か所以上から受けている方や、年金を2種類以上受けている方）は、総支給（収入）額を合算してから年間総所得金額を算出します。

[計算に含まれない収入]（次の収入は、市営住宅の収入基準の計算の対象にはなりません。）

- 遺族が受給している年金、恩給
- 障害年金、障害福祉年金
- 雇用保険の失業給付
- 仕送り
- 生活保護の各種扶助費
- 児童手当、（特別）児童扶養手当
- 相続、贈与や退職金などの一時的な所得など
- 各種の原爆被爆者手当
- 労働基準法に基づく休業補償
- 労災保険金

(4) 収入基準早見表（目安）

次の表は、入居者全員の所得を合算した金額によって、入居資格があるかどうかを判断する目安です。

区分	申込家族数	申込みができる年間総所得金額の上限（円）					
		単身	2人	3人	4人	5人	6人
公営住宅	一般階層	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000
	裁量階層	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000
改良住宅	一般階層	1,368,000	1,748,000	2,128,000	2,508,000	2,888,000	3,268,000
	裁量階層	1,668,000	2,048,000	2,428,000	2,808,000	3,188,000	3,568,000

(注) 表の金額は、特別控除が含まれていません。（特別控除対象者がいる場合は、控除額が加算されます。）

(注) 所得のある方は、給与所得者又は公的年金等所得者控除が含まれていません。

(注) 就職して1年未満の場合及び休業期間がある場合などは、この表では正確な基準額が確認できません。

※計算方法について不明な点は、(株)くれせん指定管理者事業部までお問い合わせください。

(5) 収入基準計算表

申込みに際して、基準の確認ができます。

(申込者及び同居しようとする方の収入状況に基づき計算してください。)

A 給与収入がある場合

	年間総収入金額	計算方法
年間 給与 所得	650,999円まで	0円
	651,000円から 1,899,999円まで	(総収入金額) - 650,000円 =
	1,900,000円から 3,599,999円まで	(端数処理後の総収入金額) × 0.7 - 80,000円 =
	3,600,000円から 6,599,999円まで	(端数処理後の総収入金額) × 0.8 - 440,000円 =
	6,600,000円から 8,499,999円まで	(総収入金額) × 0.9 - 1,100,000円 =
	8,500,000円から	(総収入金額) - 1,950,000円 =

算出した金額

年間年金所得額

A

注 給与所得者が2人以上いる場合、それぞれ個別に計算して、その合計を当てはめてください。

13ページの
例を参照

※ 1,900,000円から6,599,999円までは端数処理をする必要があります。

(例 2,250,860円 ÷ 4,000 = 562.715 ⇒ 562 × 4,000 = 2,248,000円)
(2,248,000円 × 0.7 - 80,000円 = 1,493,600円)

B 年金収入がある場合

年齢	年間総収入金額	計算方法
65歳 以上	1,100,000円まで	0円
	1,100,001円から 3,299,999円まで	(年金の総収入額) - 1,100,000円 =
	3,300,000円から 4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 275,000円 =
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 685,000円 =
	7,700,000円から 9,999,999円まで	(年金の総収入額) × 0.95 - 1,455,000円 =
	10,000,000円から	(年金の総収入額) - 1,955,000円 =
65歳 未満	600,000円まで	0円
	600,001円から 1,299,999円まで	(年金の総収入額) - 600,000円 =
	1,300,000円から 4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 275,000円 =
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 685,000円 =
	7,700,000円から 9,999,999円まで	(年金の総収入額) × 0.95 - 1,455,000円 =
	10,000,000円から	(年金の総収入額) - 1,955,000円 =

年間年金所得額

B

円

注 年金所得者が2人以上いる場合、それぞれ個別に計算して、その合計を当てはめてください。

14ページの
例を参照

※ 遺族年金や障害年金等法律により非課税とされているものは計算に含めないでください。

C 事業収入がある場合

	事業開始の時期	計算方法
年間 事業 所得	①現在の事業を前年 以前から1年以上 営み、引き続き同 じ事業をしている	過去1年間の総収入 - 必要経費 =
	②現在の事業を営ん でから1年に満た ない	事業を開始した翌月の所得金額から計算する

算出した金額

年間事業所得額

C 円

15ページの
例を参照

D 控除計算

	控除名 ※1	控除の内容及び金額
扶養 控除	扶養控除	【入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族がいる場合】 38万円 × 人 =
	特定扶養控除	【16歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合】 25万円 × 人 =
特別 控除	老人扶養控除	【扶養親族のうち、70歳以上の老人扶養親族がいる場合】 10万円 × 人 =
	特別障害者控除	【特別身体障害者等がいる場合】 40万円 × 人 =
	障害者控除	【身体障害者等がいる場合】 27万円 × 人 =
	寡婦控除	【所得のある人が寡婦である場合】 27万円 × 人 = ※2
調整 控除	ひとり親控除	【所得のある人がひとり親である場合】 35万円 × 人 = ※3
	給与所得控除	【給与所得者】 10万円 × 人 = ※4
	公的年金等所得控除	【公的年金等所得者】 10万円 × 人 = ※4

円

円

円

円

円

円

円

円

円

控除合計

D 円

- ※1 世帯の事情により、当てはまるものを計算してください。
- ※2 所得金額が27万円以下のときはその金額
- ※3 所得金額が35万円以下のときはその金額
- ※4 所得金額が10万円以下のときはその金額

月 収 額	給与所得 年金所得 事業所得 控除金額
	$(A + B + C - D) \div 12 =$ <input type="text"/> 円

月収額

円

(注) 就職して1年未満の場合及び休業期間がある場合などは、この表では正確な基準額が確認できません。
 (注) この表は、月収額を算出するための目安です。

B 年金収入がある方の例

例：申込者本人68歳と妻67歳夫婦の場合

1 収入の種類を確認します。

本人 → 厚生年金
妻 → 国民年金

2 必要な収入証明を準備します。

本人 → 令和7年分公的年金等の源泉徴収票
妻 → 令和7年分公的年金等の源泉徴収票

年金は、65歳以上の方と65歳未満の方とでは、計算方法が違います。



※源泉徴収票がない場合は、改定通知書、支払通知書から令和7年分の収入を計算します。
※令和7年の途中から年金を受給された方は、年金額決定通知書から計算します。

収入証明の例・本人

令和 7 年分 公的年金等の源泉徴収票		住所又は居所 〇〇 〇〇 〇〇		氏名 〇〇 〇〇		生年月日		年金の種類 老齢 厚生	
支払を受ける者				氏名		生年月日		年金の種類	
区分				支払金額		源泉徴収税額			
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分				2,913,000 円				円	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分								円	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分								円	
所得税法第203条の3第7号適用分								円	
本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数	
特別障害者	その他の障害者	ひとり親家庭	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他
					人	人	人	人(人)	人
								社会保険料の額	
								円	

3 年収額を出します。

本人 → 2,913,000円
(源泉徴収票の支払金額)
妻 → 589,800円
(源泉徴収票の支払金額)

収入証明の例・妻

令和 7 年分 公的年金等の源泉徴収票		住所又は居所 〇〇 〇〇 〇〇		氏名 〇〇 〇〇		生年月日		年金の種類 老齢 基礎	
支払を受ける者				氏名		生年月日		年金の種類	
区分				支払金額		源泉徴収税額			
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分				589,800 円				円	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分								円	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分								円	
所得税法第203条の3第7号適用分								円	
本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数	
特別障害者	その他の障害者	ひとり親家庭	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他
					人	人	人	人(人)	人
								社会保険料の額	
								円	

4 年金なので端数整理はしません。

5 年収から所得額を計算します。

本人 → 2,913,000円 - 1,100,000円 = 1,813,000円
妻 → 0円

6 控除額を計算します。

同居者控除 380,000円 × 1人 = 380,000円
給与年金控除 100,000円 × 1人 = 100,000円
控除額合計 480,000円

世帯の月収額を計算します。

本人の所得金額 同居者の所得金額 控除額合計 世帯の月収額
(1,813,000円 + 0円 - 480,000円) ÷ 12 = 111,083円 → 申込資格有

C 事業収入がある方の例

例：申込者本人36歳と子ども10歳（小学生）、子ども7歳（小学生）の3人世帯（ひとり親世帯）の場合

- ① 収入の種類を確認します。
本人は令和7年1月1日以前から生命保険の外交員をしている。

- ② 必要な収入証明を準備します。
本人 → 令和7年分所得税確定申告書（控）

収入証明の例
(令和7年分所得税確定申告書(控)より)

所得金額等	事業等	①	1980000
	業農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
	その他	⑨	
	⑩から⑪までの計	⑩	
	総合課税・特別	⑪	
	合計	⑫	1980000

- ③ 年所得額を出します。
1,980,000円 ← (令和7年分所得税確定申告書(控)記載の所得金額) ~経費などを差し引いた後の金額です。

- ④ 控除額を計算します。
- 同居者控除 380,000円×2人=760,000円
ひとり親控除 350,000円 ((注) 1,980,000円≥350,000円のため, 350,000円)
(ひとり親控除該当者の所得が35万円以下の場合, 控除額はその人の所得金額になります。)
控除額合計 1,110,000円



世帯の月収額を計算します。

本人の所得金額 同居者の所得金額 控除額合計 世帯の月収額
(1,980,000円 + 0円 - 1,110,000円) ÷ 12 = 72,500円 → 申込資格有

【その他】 2種類以上の収入がある方の例

例：申込者本人63歳と妻59歳（4級の身体障害者）の夫婦の場合

① 収入の種類を確認します。

本人 → 厚生年金を受給する一方で、令和7年1月1日以前から現在の勤務先に勤務している。
妻 → 無職

② 必要な収入証明を準備します。

- ・ 令和7年分公的年金等の源泉徴収票
- ・ 令和7年分給与と所得の源泉徴収票

収入証明の例・本人

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票		住所又は居所 呉市西中央〇丁目〇-〇		年金の種類 老齢厚生	
支払を受ける者 (フリガナ) 氏名 〇〇 〇〇		生年月日		源泉徴収税額	
区分	支払金額	源泉徴収税額			
所得税法第203条の1第4号部分	932,000円	円			
所得税法第203条の1第5号部分		円			
所得税法第203条の1第6号部分		円			
所得税法第203条の1第7号部分		円			
本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数	非居住者である親族の数
特別障害者	一般 老人	特定 老人 其他	人 人 人	人 (人)	人 人
その他(障害者)					
その他(非障害者)					
合計					
特別障害者					
その他(障害者)					
その他(非障害者)					
合計					
社会保険料の額					

③ 年収額を出します。

年金 → 932,000円
(源泉徴収票の支払金額)
給与 → 1,954,400円
(源泉徴収票の支払金額)

収入証明の例・本人

令和7年分 給与と所得の源泉徴収票		住所又は居所 〇〇 〇〇	
支払を受ける者 (フリガナ) 氏名 〇〇 〇〇		支払金額	
支払金額	1,954,400円	源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第1号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第2号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第3号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第4号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第5号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第6号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第7号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第8号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第9号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第10号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第11号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第12号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第13号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第14号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第15号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第16号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第17号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第18号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第19号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第20号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第21号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第22号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第23号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第24号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第25号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第26号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第27号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第28号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第29号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第30号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第31号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第32号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第33号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第34号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第35号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第36号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第37号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第38号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第39号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第40号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第41号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第42号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第43号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第44号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第45号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第46号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第47号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第48号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第49号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第50号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第51号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第52号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第53号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第54号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第55号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第56号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第57号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第58号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第59号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第60号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第61号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第62号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第63号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第64号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第65号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第66号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第67号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第68号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第69号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第70号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第71号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第72号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第73号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第74号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第75号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第76号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第77号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第78号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第79号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第80号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第81号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第82号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第83号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第84号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第85号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第86号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第87号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第88号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第89号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第90号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第91号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第92号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第93号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第94号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第95号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第96号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第97号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第98号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第99号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第100号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第101号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第102号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第103号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第104号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第105号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第106号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第107号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第108号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第109号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第110号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第111号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第112号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第113号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第114号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第115号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第116号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第117号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第118号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第119号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第120号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第121号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第122号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第123号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第124号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第125号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第126号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第127号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第128号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第129号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第130号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第131号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第132号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第133号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第134号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第135号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第136号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第137号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第138号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第139号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第140号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第141号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第142号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第143号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第144号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第145号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第146号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第147号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第148号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第149号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第150号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第151号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第152号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第153号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第154号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第155号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第156号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第157号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第158号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第159号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第160号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第161号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第162号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第163号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第164号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第165号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第166号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第167号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第168号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第169号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第170号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第171号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第172号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第173号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第174号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第175号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第176号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第177号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第178号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第179号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第180号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第181号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第182号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第183号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第184号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第185号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第186号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第187号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第188号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第189号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第190号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第191号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第192号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第193号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第194号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第195号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第196号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第197号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第198号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第199号		源泉徴収税額	
所得税法第203条の1第200号		源泉徴収税額	

④ 給与は端数処理します。

1,954,400円 ÷ 4,000円 = 488.6
488 × 4,000円 = 1,952,000円

⑤ 年収から所得を計算します。

年金 932,000円 - 600,000円 = 332,000円 … ア
給与 1,952,000円 × 0.7 - 80,000円 - 100,000円 = 1,186,400円 … イ
所得額計 ア + イ = 1,518,400円

⑥ 控除額を計算します。

同居者控除 380,000円 × 1人 = 380,000円
障害者控除 270,000円 × 1人 = 270,000円
給与年金控除 100,000円 × 1人 = 100,000円
控除額合計 750,000円

※ 給与と所得の金額及び年金所得の金額があり、その合計額が10万円を超えるものに係る総所得金額を計算する場合には、当該給与と所得の金額(上限10万円)及び当該年金所得の金額(上限10万円)の合計額から10万円を控除した残額を、給与と所得の金額から控除する。

世帯の月収額を計算します。

本人の所得金額 同居者の所得金額 控除額合計 世帯の月収額
(1,518,400円 + 0円 - 750,000円) ÷ 12 = 64,033円 → 申込資格有